

(公 印 省 略)
三 生 第 号
令和 8 年 3 月 1 6 日

各 区 長 様

三木市市民生活部
生活安全課長 瀧之脇 雅人

「自転車への青切符の導入」に関する
啓発チラシの回覧について（依頼）

春色の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市生活安全行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、令和 8 年 4 月から自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」が導入されます。

本制度は、16 歳以上の者が反則行為をした場合に、一定期間内に反則金を納めることで処理される制度です。

つきましては、別紙の啓発チラシを各自治会内でご回覧いただき、交通ルールを遵守し交通安全に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

①三木警察署交通課（本制度に関すること）

電話番号：0794-82-0110

②三木市生活安全課生活安全係

電話番号：0794-82-2000（内線 2386）

回覧

事務連絡
令和8年3月16日

各位

三木市市民生活部
生活安全課長 瀧之脇 雅人

「自転車への青切符の導入」に関する
啓発チラシの回覧について（依頼）

平素は、本市生活安全行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、令和8年4月から自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」が導入されます。

本制度は、16歳以上の者が反則行為をした場合に、一定期間内に反則金を納めることで処理される制度です。

つきましては、別紙の啓発チラシをご回覧いただき、交通ルールを遵守し交通安全に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

- ①三木警察署交通課（本制度に関すること）
電話番号：0794-82-0110
- ②三木市生活安全課生活安全係
電話番号：0794-82-2000（内線 2386）

2026年4月1日から

～ 自転車への青切符の導入！～

交通反則通告制度

詳しくは
こちら



対象は16歳以上！

こんな違反は
反則金の対象

以下は一例です！

自転車関係事故の構成比や自転車の違反による検挙件数が増加し、取締りに実効性や合理化が求められる中、交通反則通告制度の導入により、比較的軽微な違反については、迅速かつ円滑に処理されることになります。

携帯電話の使用等（保持）

反則金 12,000円

信号無視
（赤色等）



通行区分違反

（車道の右側通行、歩道通行等）



反則金 6,000円

イヤホンの使用※

※ 必要な音が聞こえないなどの場合

一時不停止



無灯火



反則金 5,000円

遮断踏切立入り



反則金 7,000円

二人乗り



並進



反則金 3,000円

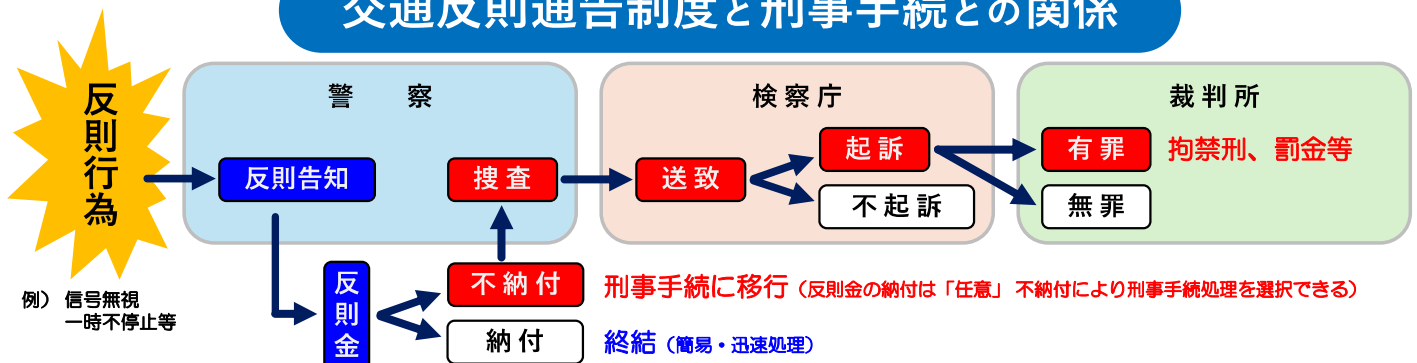
兵庫県警察本部 交通部 交通企画課

令和8年4月1日に施行される 自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

反則行為の種類			反則金の額 (円)	反則行為の種類			反則金の額 (円)
携帯電話使用等（保持）※1			12,000	指定横断等禁止違反			5,000
放置 駐 車 違 反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	12,000	車間距離不保持			
		上記以外	10,000	進路変更禁止違反			
	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	11,000	追い付かれた車両の義務違反			
		上記以外	9,000	乗合自動車発進妨害			
遮断踏切立入り			7,000	割込み等			
速度 超 過	25km以上30km未満		12,000	交差点右左折等合図車妨害			
	20km以上25km未満		10,000	交差点優先車妨害			
	15km以上20km未満		7,000	緊急車妨害等			
	15km未満		6,000	交差点等進入禁止違反			
駐 停 車 違 反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	9,000	無灯火			
		上記以外	7,000	減光等義務違反			
	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	8,000	合図不履行※1			
		上記以外	6,000	合図制限違反※1			
信号無視		赤色等	6,000	警音器吹鳴義務違反※1			
		点滅	5,000	乗車積載方法違反			
通行区分違反			6,000	軽車両整備不良			
追越し違反				自転車制動装置不良※1			
踏切不停止等				泥はね運転			
交差点安全進行義務違反				転落等防止措置義務違反			
環状交差点安全進行義務違反				転落積載物等危険防止措置義務違反			
横断歩行者等妨害等				安全不確認ドア開放等			
安全運転義務違反				停止措置義務違反			
通行禁止違反				公安委員会遵守事項違反			
歩行者用道路徐行違反				通行許可条件違反			
歩行者等側方通過義務違反				歩道徐行等義務違反※2			
急ブレーキ禁止違反				路側帯進行方法違反			
法定横断等禁止違反				並進禁止違反			
路面電車後方不停止				軌道敷内違反			
優先道路通行車妨害等				道路外出右左折方法違反			
環状交差点通行車妨害等				5,000	交差点右左折方法違反		
徐行場所違反			環状交差点左折等方法違反				
指定場所一時不停止等			軽車両乗車積載制限違反				
幼児等通行妨害			制限外許可条件違反				
安全地帯徐行違反			原付等牽引違反				
被側方通過車義務違反			自転車道通行義務違反※2				
通行帯違反			警音器使用制限違反				
道路外出右左折合図車妨害			※1 自転車等対象（自転車以外の軽車両を除く）※2 普通自転車等対象				

※1 自転車対象（自転車以外の軽車両を除く） ※2 普通自転車が対象

交通反則通告制度と刑事手続との関係



自転車による酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続により処理されます。